平成２４年（フ）第６８５号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字野牛769番地19
債務者　大上　樹之
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６６号
埼玉県深谷市上野台470番地14
債務者　奥村　豊史
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１７１号
埼玉県深谷市岡3828番地１　高崎建設内
債務者　吹田　洋平
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第９２号
新潟県長岡市城岡１丁目３番34号
債務者　中島　篤
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１７４号
愛知県岡崎市赤渋町字本屋敷30番地１　サニースクエアＣ―101
債務者　宮原雄一郎
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１８５号
愛知県額田郡幸田町大字大草字北川後１番地２
債務者　中山　秀幸
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１８６号
愛知県額田郡幸田町大字大草字北川後１番地２
債務者　中山のぶ子
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５２号
三重県伊勢市大世古１丁目10番36号
債務者　中村　佐奈
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
三重県伊勢市鹿海町3416番地12　テニスガーデン205号、前住所三重県伊勢市二見町光の街1021番地14
債務者　倉田こずえ
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第９９号
岡山県倉敷市水島南緑町10番５号
債務者　鈴鹿　正和
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第６３３号
さいたま市大宮区土手町１丁目256番地５　ＴＯＰ大宮第８―107号室
債務者　前田　耕志
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６４２号
さいたま市西区大字飯田新田400番地　ＲＣ１―402、旧住所さいたま市桜区栄和５丁目３番24号　第２コーポみやび205
債務者　長谷川浅浩
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６７０号
埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地　尾山台団地１―４―510
債務者　兵頭　敏夫
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６７２号
埼玉県加須市久下４丁目46番地１　第２中島ハイムＢ号棟
債務者　四本松ヒデキこと　シホンマツ　マルシオ　ヒデキ
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６８０号
さいたま市北区吉野町２丁目263番地７　やすらぎの里吉野町寮
債務者　奥村　茂
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７０７号
さいたま市西区大字植田谷本109番地
債務者　高橋千津子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７２２号
埼玉県朝霞市溝沼４丁目１番46号　ラフィナート206
債務者　若松　清美
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係